

# 特別障害者扶養信託について

—信託受益権の移転性を中心として—

石井 崇

## 1. はじめに

わが国においては、周知のとおり、昨今、社会福祉への関心が急激に高まってきた。このような社会的趨勢のもとで、信託法理を利用したいわゆる社会福祉<sup>(1)</sup>を実現する民間ベースの一制度として、「特別障害者扶養信託」の設定を見るに至った<sup>(2)</sup>。当該信託は、その名の示すとおり、特別障害者の生活の安定に資することを目的とするものである。かかる信託は、昭和五〇年五月から、各信託銀行および信託兼営銀行において、新しい信託業務として受託を開始されている。しかし、障害者の扶養を目的とする信託は、従前からまったく設定されたことがなかったというわけではない。「特別障害者扶養信託」に類似する信託は、昭和の初年頃から、若干の信託銀行において、受託されていたようである。この当時の信託は、特別障害者の扶養を目的とする信託であっても、税法上の恩典を受けることなく、単に他益信託として、受益者が委託者から受益権<sup>(3)</sup>の贈与を受けたものと見做されて、贈与税が課せられていたのである。ところが、昭和五〇年四月に相続税法が一部改正され、これにともなって、特別障害者の扶養を目的とする信託が法律上の一制度として誕生した。それと同時に、税法上の恩典を受け得ることになり、いわゆる贈与税について非課税の扱い<sup>(4)</sup>を受けるようになったのである。

特別障害者扶養信託は、法律上の一定要件<sup>(5)</sup>を具備すると、贈与額三千万円を限度として、贈与税を非課税とするものである。したがって、一定の要件を欠いた場合には、税法上の恩典を受け得ないことはもちろんであるが、一定の要件を具備しても、贈与額が三千万円を超過した場合には、その超過した部分に

ついて課税の対象になることはいうまでもない。

わが信託業界においては、税法上の呼称である「特別障害者扶養信託」という用語を使わずに、「特定贈与信託」、または、単に「特贈」という用語で信託事務を処理している。本稿においても、わが信託業界の慣行にしたがって、「特定贈与信託」、または、単に「特贈」という呼称で論述したい。

ところで、わたくしは、「特定贈与信託」の受託事務を処理する過程で、特定贈与信託における信託受益権の性質如何について、種々の特殊性を有しているのではないかと考えたのである。換言すれば、単に利殖を目的とする一般の信託受益権は、財産権であるとの理由で、原則として、相続<sup>(6)</sup>、譲渡<sup>(7)</sup>、また、質入れ<sup>(8)</sup>ができるとともに、さらに、差押え<sup>(9)</sup>もできると解されている<sup>(10)</sup>。しかし、特定贈与信託においては、その信託受益権の移転性について、単に利殖を目的とする一般の信託と同じように解することにはなほ疑問であろう。すなわち、特定贈与信託の受益権は、単に利殖を目的とする一般の信託受益権の移転性とは相違して、その移転性を厳しく制限するべきではないかと思われる。何故ならば、特定贈与信託においては、心身に重度の障害を負った者を受益者とするものだからである<sup>(11)</sup>。

「特定贈与信託」における信託受益権の相続性については、特別障害者扶養信託契約書雛型第8条<sup>(12)</sup>において、間接的ではあるが、一定の制限をしている。また、譲渡性、質入れ性（質権の設定）については、同契約書雛型第12条<sup>(13)</sup>において、一定の禁止をしている。これに対して、信託受益権の差押えの可否については何ら規定を設けていないのである。

したがって、本稿では、はじめに、特定贈与信託制度の法律上の構成を概観し、ついで、相続性の可否について、また、譲渡・質入れを禁じる同契約書雛型第12条の規定について、さらに、何ら規定の設けられていない信託受益権の差押えの可否等についても、実務に携わる者として、わたくしなりに理解したことをまとめてみたい。

(1) 社会福祉の意義については、学者間で、種々に解されている。たとえば、山口

## 特別障害者扶養信託について

新一郎氏は、「一般に『社会福祉』とは、老人、児童、母子家庭、心身障害者など、なんらかの援護を要する人たちに対し、必要な援護育成の措置を行う制度をいう」（『図説日本の福祉』—社会保障の現状—126頁），と。

また、佐藤進教授は、「社会福祉については、広く国が生計に困難な者および肉体的な故障ある者に対して必要な援護を与え、その生存権を確保・向上させること」（実用法律事典9「社会福祉」—7頁），と。

- (2) その経過については、龍宝惟男「特別障害者扶養信託制度の発足」『旬刊金融法務事情』昭和50年6月5日号No. 754, 24—5頁，会報「信託」103号103頁を参照されたい。
- (3) 相続税法4条第1項参照。
- (4) 相続税法21条の4第1項参照。
- (5) 本稿24—5頁。
- (6) 本稿26—8頁。
- (7) 本稿29—32頁。
- (8) 本稿35—6頁。
- (9) 本稿37—9頁。
- (10) 四宮和夫「信託法」（法律学全集33巻）153—5頁，松本崇「コンメンタール信託法」62—5頁，Restatement § 132 参照。
- (11) 本稿21—2頁。
- (12) 本稿49頁，信託協会発行「特定贈与信託——その制度のあらましと手続き——」38頁参照。
- (13) 本稿50頁。

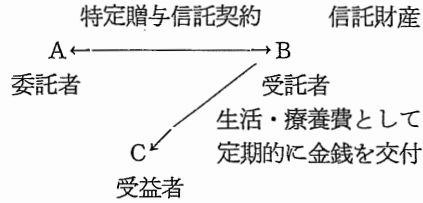
## 2. 特定贈与信託制度の基本的構造

「特定贈与信託」の基本的な構造を明らかにすると、つぎのような法律上の構成をとる。<sup>(1)</sup>

### (1) 意義

「特定贈与信託」とは、重度の心身障害者の生活の安定に資することを目的として、個人（親族または篤志家）によって設定される他益信託である。<sup>(2)</sup>

### (2) 法的性質



法律上の構成図を詳言すると、委託者A・受託者B間で、特別障害者である受益者Cのために（「生活の安定に資することを目的」として）、いわゆる「特定贈与信託契約」<sup>(3)</sup>を締結したとする。その結果、当該契約の効力発生と同時に<sup>(4)</sup>、その反射的效果として、受益者Cは、受託者Bに対して、自己の生活費または療養費等を請求することができるのである<sup>(5)</sup>。

- (1) 制度のあらましについては、日本信託銀行発行「特定贈与信託」を参照されたい。
- (2) 信託協会調査部編「信託用語辞典」156頁参照。
- (3) 現状では、受託者は特定贈与信託契約という名称の契約を締結するのではなくて、信託財産が金銭である場合は指定単独運用金銭信託契約を締結し、また、信託財産が有価証券である場合は有価証券管理信託契約を、金銭債権の場合は金銭債権の管理信託契約を、不動産の場合は不動産管理信託契約を、それぞれ締結して管理している。
- (4) 四宮和夫「信託法」150頁参照。なお、契約の効力発生時期については、信託法学者の間で、見解の対立がある。すなわち、信託法7条に関する説明のなかで、受益権の発生と受益者への受益権の帰属とを区別しているか否かによって、契約の効力発生時期をどう解するかである。はじめに、受益権の発生と受益者への受益権の帰属とを区別する法学者は、信託法7条の立法趣旨・根拠と関連させながら、受益者が特定または現存していなくても、信託の効力発生に影響を与えることはない（細矢祐治「改訂増補本邦信託論」280頁、入江真太郎「全訂信託法原論」349頁以下）、と。これに反して、両者を区別しない法学者は、信託法7条の根拠を人情と実情の便宜（青木徹二「信託法論」303頁）や、受益者に対する特別の保護（遊佐慶夫「信託法制評論」38頁）に求めながら、受益者が特定または現存していないならば、信託の効力は有効に生じない、と。

四宮教授は、両者を区別する立場を前提として、「受益者がいまだ特定せずま

## 特別障害者扶養信託について

たは存在しない場合には、受益権は発生するけれども受益者に帰属しないという浮動的状态を生ずる」(「前掲書」151頁), と。

また、大阪谷公雄教授は、受益者が存在していることを前提として、「受益権発生<sup>(1)</sup>の時期については、…信託財産の受託者帰属の時…」(「信託法における受益期待権の成立に就いて」法学論叢21巻5頁), と。

なお、小林徳三郎氏は、受益者が存在していることを前提とし、特別の条件が付された場合を想定して「信託行為において、受益権の帰属につき特別の条件・期限を定めたときに、受益者として指定された者は、条件成就・期限到来の前でも、信託行為の効力が発生した以上、期待権者として、民法128乃至130条の保護を受けることができる」(条件附受益権について・信協12巻5号42頁以下), と。

(5) 四宮和夫「前掲書」157頁参照。

### (3) 信託関係人

(イ)委託者については、相続税法により、特別障害者をかかえている親族、篤志家などの個人に限定されている。それゆえ、法人は委託者になることができない。何故ならば、法人からの贈与は一時所得となるからである。

(ロ)受託者についても、同じく、相続税法により、信託会社および信託業務を兼営する銀行に限定されている<sup>(1)</sup>。したがって、公益信託においては個人であっても受託者になり得る<sup>(2)</sup>が、特定贈与信託においては、個人が受託者になることはできない。

(ハ)受益者については、相続税法および所得税法により、心身障害者のなかでも、特別障害者に限定されている<sup>(3)</sup>。ここにいう特別障害者とは、後に触れるように、とくに重度の心身障害者である。受益者になることのできる特別障害者の範囲については、相続税法および所得税法等により、一定の制限がある。

すなわち、

1. 心神喪失の常況にある者または児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センターもしくは精神衛生鑑定医の判定により重度の精神薄弱者とされた者<sup>(4)</sup>

2. 身体障害者福祉法15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級である者として記載されている者<sup>(5)</sup>

3. 戦傷病者特別援護法4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上または身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第三項症までである者として記載されている者<sup>(6)</sup>

4. 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律8条1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者<sup>(7)</sup>

5. 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神または身体の障害の程度が上記1または2に準ずる者として社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）の長の認定を受けている者<sup>(8)</sup>

6. 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、精神または身体の障害の程度が上記1または2に準ずる者として福祉事務所の長の認定を受けている者。<sup>(9)</sup>

などである。

ちなみに、特定贈与信託の受益者には、精神上の障害者ばかりでなく、身体上の障害者も含まれることに留意すべきである。<sup>(10)</sup>

(1) 相続税法施行令4条の8参照。なお、受託者となり得る者を信託会社および信託業務を兼営する銀行に限定した理由はつぎに述べるとおりであろう。すなわち、特定贈与信託制度のねらいは、受託者をして、信託財産を法令で定められた条件のもとで安全に管理・運用させ、障害者の生活費・療養費等を実際の必要に応じて、定期的に信託財産（元本および収益）から交付させることによって、財産の費消および散逸を防ぎつつ、障害者の将来にわたる生活の安定を図ることにあるからであろう。この趣旨を実現させるためには、受託者が専門家としての総合的財産管理機能を有することが不可欠であり、かかる意味で本信託は商事信託に適

## 特別障害者扶養信託について

していると思われる。

- (2) 個人受託者による受託例として、「公益信託軽井沢・グアム学生交流基金」（委託者＝軽井沢ロータリークラブ会長星野晃良，受託者＝中里三七雄，信託目的＝日米青少年〔軽井沢・グアムの高校生〕の交流の助成等，主務官庁＝外務省アメリカ局，設定日＝昭和52年10月4日）
- (3) 相続税法施行令4条の4第2項参照。
- (4) 所得税法施行令10条第2項第1号参照。
- (5) 同法施行令10条第2項第2号参照。
- (6) 同法施行令10条第2項第3号参照。
- (7) 同法施行令10条第1項第4号参照。
- (8) 同法施行令10条第1項第5号参照。
- (9) 同法施行令10条第2項第5号参照。
- (10) 例，受益者の6態様のうち，2，3，4，5，6に掲げた重度の身体障害者。

### (4) 信託財産

一般の信託における信託財産の範囲については，原則として，譲渡できる財産権であればよく，とくに制限をしていないのである。<sup>(1)</sup>しかし，特定贈与信託において受託できる信託財産の範囲については，相続税法等により，一定の制限がある。<sup>(2)</sup>受託者である信託会社および信託業務を兼営する銀行が受託できる信託財産を挙げるとつぎのとおりである。

1. 金銭
2. 有価証券
3. 金銭債権
4. 継続的に相当の対価を得て，他人に使用させる不動産
5. 立木および立木の生立する土地 ただし，立木の生立する土地については，立木とともに信託されるものでなければならない。
6. 受益者である特別障害者の居住用不動産 ただし，特別障害者の居住用不動産のみでは信託財産にならず，居住用不動産については，必らず金銭・有価証券・金銭債権などとともに信託されるものに限定されている。<sup>(3)</sup>何故ならば，居住用不動産からは，直接収益を期待できないからである。

- (1) 四宮和夫「信託法」50頁, Restatement § 78 参照。ただし, 営業信託については, 信託業法4条, 兼営法1条, 担保附社債信託法4条により, 受託できる財産権の範囲が限定されている。
- (2) 相続税法施行令4条の10参照。
- (3) 居住用不動産を信託財産とした場合, その信託受益権の性質については, 実務上, 議論の余地があると思われる。すなわち, 受益者がそこに住む権利の性質について, 賃借権説, 使用借権説, 受益権説, 居住権説等が考えられる。その法的構成については, 今後の研究課題となろう。

## (5) 特色

特定贈与信託制度の主な特色を挙げると, つぎの如くである。

第一に, 特定贈与信託は, 信託目的の視点から徴すると公益性<sup>(1)</sup>・福祉性<sup>(2)</sup>を有するが, 歴然とした私益信託である。すなわち, 特別障害者をかかえている親族はもちろん, たとえ, 篤志家による場合でも, 公益信託とはいえない。何故ならば, 公益信託の受益者は不特定多数の者でなければならないのに対して, 特定贈与信託における受益者は, つねに特定されているからである。<sup>(3)</sup>

第二に, 特定贈与信託は他益信託<sup>(4)</sup>である。現在, 信託銀行が受託している信託業務の内容のほとんどが自益信託であることを考えると, 特定贈与信託は, 法的構成上, 信託の源流である英国のユースのような本来の信託に復帰したものである<sup>(5)</sup>と言い得るのである。

第三に, 特定贈与信託は, 受益者の生活の安定に資することを目的としたものである。通常<sup>(6)</sup>の信託においては利殖等のために財産権を管理・運用するのであるが, 特定贈与信託においては, 「受益者の生活の安定に資する」という限定されたところに特殊性が見出され得る。また, 通常<sup>(6)</sup>の信託は画一的に管理・運用されるのに対して, 特定贈与信託の運用は個別的性格が強いもの<sup>(6)</sup>と言い得るであろう。

第四に, 特定贈与信託は税法上の適格要件をうけて設定される信託である。特定贈与信託の設定にあたっては, つぎのような要件を具備しなければならない<sup>(7)</sup>。

## 特別障害者扶養信託について

1. 特定贈与信託は受益者である特別障害者の死亡後六ヶ月を経過した日に終了することとされていること<sup>(8)</sup>
2. 特定贈与信託は、その契約を取消しまたは解除することができず、かつ、その信託の期間および受益者は変更することができない旨の定めがあること<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>  
ただし、例外として、特別障害者の死亡後、信託受益権の相続人もしくは受遺者または受託者が行なう解除は認められている。
3. 特別障害者に対する信託財産からの金銭（収益の分配を含む。）の支払いは、特別障害者の生活または療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行なわれることとされていること<sup>(11)</sup>
4. 信託された財産の運用は安定した収益の確保を目的として適正に行なうこととされていること<sup>(12)</sup>
5. 特定贈与信託に係る信託受益権については譲渡および担保に供することができない旨の定めがあること<sup>(13)</sup>  
ただし、遺贈は認められている。<sup>(14)</sup>

(1) 英米国においては、公益信託の意味・内容を四項目に分類するのが一般的である (Lord Macnaghten. *Income Tax Commissioners vs Pemsel* (1891) A. C. 581. 583.)。なお、Restatement § 368 は公益信託の目的を六項目に分類している。しかし、Hubert Picarda (Barrister) は、公益信託における信託目的の意味・内容を十二項目に分類している (The Law and Practice Relating to Charities, 1977. Butterworths, London)。そのひとつに the promotion of health (「前掲書」79頁) が挙げられている。さらに、その内容として relief of the aged および relief of the disabled が挙げられているが、特定贈与信託の信託目的は、これ等に類似している、といい得るのではなからうか。

なお、米国では、「公益信託」においては、「一般的な公益のための意図」が明示されていれば、受益者が不特定ないし不明確であっても信託の効力に影響はない」といわれている (海原文雄「英米法講義」286—7頁参照)。

(2) 本稿18—9頁・注(1)。

(3) 四宮和夫「信託法」148頁、青木徹二「信託法論」54頁、遊佐慶夫「信託法制評論」129—30頁、田中實・松本崇・公益信託について・信託法研究第1号58頁、中野正俊・英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) につい

て・会報「信託」104号89頁, 92頁, Restatement § 364・§ 375。

なお、藤野忠彦氏は、「たとえ受益者が特定していても、信託目的が公益性を有していれば、公益信託に類似するものと見ることができるのではないか」というような主旨の紹介をされている（公益信託の受託実務に係わる法律上の諸問題・信託法研究第3号121頁注12）。

- (4) 本稿19頁。
- (5) 高柳賢三「英米法の基礎」199頁, 水島廣雄「信託法史論」87頁参照。
- (6) わたくしは、特定贈与信託の信託目的遂行のため、種別の異なる信託財産をひとつの信託契約によって統一的・一体的に管理させてよい、と解する。
- (7) 相続税法施行令4条の11参照。
- (8) 本稿48頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第1条参照。
- (9) 本稿49頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第7条参照。なお、英米国においては、特定贈与信託と同様、信託行為で委託者が信託設定を撤回（取消）し得る権限をあらかじめ放棄した撤回不可能信託（irrevocable trust）がある（海原文雄「前掲書」285頁, 289頁以下参照）。
- (10) 本稿49頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第7条参照。特約と信託法58条の規定との関係について、いずれを優先させるかについては、一般的に、その特約が信託法59条にもとづいて規定されているとはいえ、それが信託法58条にもとづく裁判所の信託解除権を絶対に排除することは許されない、と解されている（四宮和夫「前掲書」166—7頁, 松本崇「コンメンタール信託法」271—3頁参照）。
- (11) 本稿50頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第11条。なお、伴蔵人博士は、「他益信託における委託者の受益者変更権留保の定めは、受益権譲渡禁止の黙示と認めるべきである」（受益権の譲渡性〔上〕・信協11—2昭和12年49頁）という。
- (12) 本稿51頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第15条。
- (13) 本稿48頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第2条。
- (14) 本稿49—50頁, 特別障害者扶養信託契約書雛型第12条, 第7条。

### 3. 信託受益権の移転性

信託受益権の移転性については、信託受益権の「相続性」, 「譲渡性」, 「質権の設定」および「差押え可能性」が問題となろう。

(1) 相続性

はじめに、信託受益権には、「相続性」があるか否かについて問題にする。

受益者が死亡した場合、信託受益権が相続人に移転されるか否かは、一般的に、信託行為によって定まる、と解されている<sup>(1)</sup>。信託受益権は経済的価値を有する一種の権利であると解すれば、信託行為において信託受益権を受益者の相続人に移転させ得ることには、まったく異論のないところである。たとえば、信託行為において、「受益者の権利は相続人に移転する」、あるいは、「受益者およびその相続人を受益者とする」というような明示をしている場合には、受益者の死亡により、信託受益権は当然に相続人に移転する、ということも疑問のないところである。同様に、信託行為において、「受益権は相続することができない」、あるいは、「受益権は受益者の一身に専属する」というような明示をしている場合には、受益権は相続人に移転しない、ということも疑問のないところである。

しかし、ここで問題となるのは、信託行為において、「Cを受益者とする」と定めているだけで、信託受益権の相続性の有無について、何ら明示していない場合である。かかる場合、単に利殖を目的とする一般の信託においては、原則として、信託受益権が受益者Cの相続人に移転すると明示していなくても、相続人は信託受益権を相続することができるのである<sup>(2)</sup>。したがって、この場合においては、信託受益権は、単に、受益者Cのみによって取得されるという意味ではない。受益者Cが死亡した場合、信託受益権は、当然に、受益者Cの相続人に移転するのである。

しかし、委託者の意思が「受益者一身の扶養」<sup>(4)</sup>、あるいは、「学資金の給与」<sup>(5)</sup>などのように、受益者そのひとに重きを置いている場合、換言すれば、「受益者として指定されたもの以外のものに信託の利益を与えない」という趣旨の存する場合、信託受益権は相続人に移転しない、と思われる<sup>(6)</sup>。したがって、かかる場合には、信託受益権の相続性の有無に関して、信託行為における別段の定め<sup>(7)</sup>の如何にかかわらず、信託受益権の内容から、すなわち、権利の性質上、相続人に移転しないのである<sup>(7)</sup>。上記のような受益者一身の扶養、医療、さらに、

学資金の給与などの目的で設定された信託においては、その受益権は個人的色彩の強い権利であるから、受益者の死亡と同時に、信託は終了することはいうまでもない。<sup>(8)</sup>

ところで、特定贈与信託の受益権については、前にも触れたように、その性質上、個人的色彩の強い権利である。何故ならば、当該信託制度は、その性質上、受益者の生活の安定に資することを目的として設定されるものだからである。<sup>(9)</sup> それゆえ、特定贈与信託における信託受益権は、相続人に移転し得ない権利であると思われる。信託受益権は相続人に移転しないのであるから、受益者の死亡は、原則として、信託終了の原因でなければならない。しかし、特定贈与信託においては、受益者の死亡と同時に、信託は終了しないことになっている。<sup>(10)</sup> 従来<sup>(11)</sup>の相続に関する一般原則によれば、受益者の死亡と同時に、「受益者の生活の安定に資する」という目的は達成されたことになる。したがって、その結果、信託は終了するはずである。<sup>(11)</sup>ところが、特定贈与信託においては、受益者の死亡と同時に終了することなしに、受益者の死亡後六ヶ月間は存続することになっている。<sup>(12)</sup> 信託終了原因が発生したにもかかわらず、信託を終了させないこの六ヶ月間をどのように解するかについても、法律上、重要な問題になるであろう。

この六ヶ月という期間を設けたことについて、わたくしは、この期間を、「受益者の死亡時における過去債務の支払い、および、相続または遺贈による信託財産の引渡し」という受託者に課せられた事務処理の期間と考える。要するに、この六ヶ月間は、制度として設けられた清算的期間であると解し得るのである。<sup>(13)</sup>

- (1) 西本辰之助・信託受益権の相続について（インヴェストメント3—6号33—4頁）参照。
- (2) 末延三次・判民昭和8年29事件評釈98頁参照、同旨西本辰之助・前掲論文33—4頁参照。
- (3) 西本辰之助・前掲論文31頁、33—4頁、四宮和夫「信託法」152頁参照。
- (4) 西本辰之助・前掲論文32頁参照。
- (5) 西本辰之助・前掲論文32頁参照。

## 特別障害者扶養信託について

- (6) 入江真太郎「全訂信託法原論」363頁，四宮和夫「前掲書」154—5頁参照。
- (7) 英米国においても、「受益権の帰属が一身専属である扶助信託 (trust for support) および個人的信託 (personal trust) については，相続・譲渡は許されない。このことは，譲渡禁止条項の効果というよりは，むしろ受益権の性格そのものためといえる」(海原文雄「英米法講義」300頁参照)。
- (8) 受益者の死亡によって相続人に受益権が移転することもなく，受益権の帰属主体を失うことによって，信託は終了する。この場合は，受益者が一代限りの信託が目的であったならば，「信託ノ目的ヲ達シ…タルトキ」の一場合と考えることもできる(松本崇「コンメンタル信託法」264—5頁)。
- (9) 本稿19頁，48頁，特別障害者扶養信託契約書雛型第1条。
- (10) 本稿25頁，49—50頁，特別障害者扶養信託契約書雛型第8条。
- (11) 信託法56条参照。
- (12) 特定贈与信託制度の趣旨は，受益者の生存中の経済的安定および受益者死亡により確定する過去債務の清算をなすことにあると思われる。したがって，特定贈与信託は，受益者生存中のみ存続するのではなくて，受益者生存中の債権・債務関係の整理が終了するまで存続することが要請されているのである。
- (13) この六ヶ月という期間は，民法73条を類推解釈して，帰属主体のうしなわれた信託財産の財産関係を整理する手続きの期間である，と解する。すなわち，帰属主体のうしなわれた信託財産に対して，第三者である債権者の利害に関する手続きの期間である，といい得る。

なお，信託財産は信託目的によって目的的に拘束され，各信託関係人の財産から独立しており，なにびとの財産にも属しない独立の存在——no body's property——であり，実質的法主体性を有するという有力な見解がある(四宮和夫「前掲書」23頁以下参照)。

清算的期間における信託受益権は存在するものと思われる。しかし，帰属主体たる受益者は存在しないものと解する。何故ならば，特定贈与信託の信託受益権については相続性なし，と解するからである。ところが，本稿49頁記載の特別障害者扶養信託契約書雛型第7条の規定は信託受益権の相続性を予定している。この点を如何に解するかについては，わたくしの今後の研究課題としたい。

### (2) 譲渡性

つぎに，信託受益権の移転性に関して，信託受益権には，「譲渡性」がある

か否かについても重要な問題である。

信託受益権は、一般的に、債権的・物権的性質を有する財産権であるとの理由で、原則として「譲渡性」を有する権利であると言われている。ここで債権的・物権的性質を有する財産権<sup>(1)</sup>というのは、つぎのような意義である。すなわち、債権的性質については、受託者に対する給付請求権を意味するのに対して、物権的性質については、信託受益権は受益者の信託財産に対する排他性を有する、ということである。したがって、信託行為において別段の定めのないかぎり、受益者は、当然に、その受益権を他に譲渡できるのである。ただし 信託行為において、別段の定めのない場合でも、信託の形態（すなわち自益信託か他益信託かの区別）によって、譲渡性が異なるという考え方もないではない。

信託受益権の譲渡性に関して、青木・入江両博士は、かつて、「他益信託の受託者の意思が受益者に一身専属権を与える趣旨でない場合でも、受益者が受益権を他人に譲渡することは、委託者の予期し得ないところというべきだから、とくに譲渡性を与えた場合を除いて、譲渡は許されない」と解していた<sup>(3)</sup>。しかし、現在では、他益信託であっても、原則として、受益権を他に譲渡できると解するのが有力である<sup>(4)</sup>。

ところで、信託行為において、公序良俗に反しない範囲において、委託者・受託者間で、信託受益権の譲渡を禁止することもできるのである。このように、信託行為において受益権の譲渡を禁止する定めをした場合、受益者は、信託受益権を他に譲渡することができないのである。というのは、私的自治の原則のもとで、その受益権は、信託行為において定められた譲渡禁止の制約を受けるからである<sup>(6)</sup>。

しかし、信託の形態<sup>(7)</sup>および信託目的等<sup>(8)</sup>によっては、前に触れた信託行為における譲渡禁止の定め<sup>(9)</sup>の意義はかわってくるものと思われる。たとえば、単に利殖を目的とする一般の信託においては、信託行為で受益権の譲渡禁止の定めを設けているにもかかわらず、受益者が第三者に受益権を譲渡した場合、第三者が善意で譲り受けたならば、信託受益権は有効な譲渡として移転するのである<sup>(9)</sup>。信託に関するものではないが、譲渡禁止特約の公示方法を明らかにした裁判例

がある。それを紹介すると、預金通帳・預金証書における譲渡禁止の記載は、預金債権の譲渡禁止の特約であるとされている<sup>(10)</sup>。しかし、他方では、預金者が預金契約成立後に銀行から交付された預金通帳などにより譲渡禁止の特約の文言を見出したとしても、譲渡禁止の特約が黙示的に成立したものとはいえない、という裁判例（下級審）もある<sup>(11)</sup>。そして、善意の第三者について、学説は、これを制限的に解する必要はないと、かなり広い範囲にとらえている。そして、また、善意の第三者の範囲に関する裁判例によれば、「譲渡禁止特約の附された債権が悪意のAに譲渡されたのち、さらに善意のBに譲渡された場合、第二の譲受人Bもまたここにいう『第三者』である」と判示している。そして、この場合、Bが善意であれば、債務者は、第二の譲受人Bに対して、Aの譲受行為の無効を主張し得ないのである。したがって、Bは、債権を有効に取得し得るのである<sup>(12)</sup>。

ところで、信託受益権は、信託行為において特段の定めのないかぎり、原則として譲渡できるのである。しかし、特定贈与信託の受益権の移転性に関連するものとして、一般の債権についてであるが、債権の性質上譲渡を許さないものがある。たとえば、契約によって特定の人を扶養させる債権<sup>(13)</sup>、終身年金を受ける権利<sup>(14)</sup>、さらに、個人的・人格的色彩の強い特定の人を教育させる債権等<sup>(15)</sup>である。前に触れた一般債権は、債権の譲渡特約の有無に関係なしに、債権の内容から、すなわち権利の性質上、他に移転することができないと解し得るのである<sup>(16)</sup>。

特定贈与信託についてみると、当該制度の趣旨は、委託者以外のものを受益者とし、当該受益者の生活の安定に資することを目的として設定されるものであるから、前に触れたように、権利の性質上、第三者に譲渡しえない権利であるといえるであろう。換言すれば、特定贈与信託においては、受益者が誰であるかということが信託設定の重要な要素となっており<sup>(17)</sup>、受益者その人に重きを置いているのであるから、原則として受益権を譲渡することができない、といえるのである。それにも拘らず、特定贈与信託には、契約書雛型第12条に一定の禁止規定を設けているように、信託行為において譲渡禁止の定めを設ける

ことが信託設定の要件となっている。そもそも、特定贈与信託は、特定人を扶養するものであるから、信託行為において別段の定めを設けたとしても、それとは関係なしに、受益者は自己の有する受益権を譲渡できないはずである。したがって、信託行為において、譲渡禁止の定めを設けたメリットがどこにあるのか、また、その意義はどこにあるのか、ということについて考察してみたい。

特定贈与信託は、「特定の受益者の生存中の経済的安定」<sup>(18)</sup>を主眼としており、また、受益者保護のために、信託関係の長期にわたる存続・固定化を要請しており、相続税法上の適格要件が特定の受益者以外のものには信託の利益を与えないことを意図している信託であることは明らかである。したがって、特定贈与信託については、信託行為において譲渡禁止の定めを設けた効果はどこにあるのだろうか。特定贈与信託における受益権は、とくに、権利の性質上、譲渡が許されない権利である。したがって、受益者がその権利を譲渡する場合、譲受人が善意であっても、譲受人は、有効に譲り受けることができない<sup>(19)</sup>。したがって、わたくしは、いわゆる特定贈与信託契約において譲渡禁止の定めを設けたことについては、善意の第三者に対しても、信託受益権の非移転性を対抗し得ることにある、と考える。

すなわち、特定贈与信託における譲渡禁止の定めについては、その権利の性質上、信託受益権は譲渡することができないことを明らかにした注意的規定である、と解し得るのである。

- (1) 四宮和夫教授は、信託受益権の債権的・物権的性質に関して、「受益者は（法主体たる）信託財産に対する給付請求権すなわ債権を有するが、そのほか信託財産（構成物）に対する物的権利をも有するものと考える。」と。つづいて、物的権利については「…信託財産の変形によって『受託者ノ得タル財産』が、そのまま、受益権の客体でもある信託財産の構成部分となる（信託法14条—物上代位）のだから、信託財産は変動に応じてそのまま受益権の内容を規定することになる。かように信託財産の受けた変動が函数的に受益権の内容に反映することによって、信託財産が実質的には受益者の『財産』に属することが確保されるのである。この信託財産に対する物的相関関係は、さらに第三者に対しても—公示の原則に服しながら（信託法3条、31条）—対抗しうるということが認められている。……もっとも、

### 特別障害者扶養信託について

物的権利といっても、完全権を外部から制限する制限物権のようなものではなく、信託財産に内在する目的的限制が受益者に反映して形成された特殊のものであることを、注意すべきである。」(「信託法」28頁)と。

川瀬望・河合慎一郎の両氏は、「われわれとしては、信託受益権とは受益者の受託者に対する債権であると共に、受益者の信託財産に対する物権的效果をもつ権利であると思いたいと思う。」と。さらに、物権的な権利については、「個々の具体的事例において、個々の信託目的に即した言わば具体的妥当性をもつ法的効果を、個々に実現して行くべきものとする」と考える(「信託受益権について」・会報「信託」復刊71号123頁)と。

同旨武藤達・信託受益権について・会報「信託」復刊71号132頁以下、田中實・信託法講義(8)・会報「信託」114号84頁参照。

大阪谷公雄博士は、信託に関する実定法学的体系を求めながら、「……ローマ法における Jus ad rem (物に対する権利)の思想に胚胎し、イギリス衡平法によって培われたところの、衡平法上の財産権 (Equitable estate)の観念に根底をおくところの、物を間接的に支配する権利、すなわち、特定の物(または権利)を衡平の作用を受くる一定の人々を介して使用・収益・処分することを内容とする権利——かりに、これを間接支配権または随物権と名付けよう——の誕生へ続けたい、と願っている。」(私の信託観・信託統制会報第18巻第2号1頁以下)と。さらに、「この間接支配権(随物請求権)の観念はわが国においても、登記せる不動産賃借権、建物保護法による土地賃借権、借家法における建物賃借権の法律関係をめぐって、その萌芽を見せている」(前掲論文10頁)と。

- (2) 四宮和夫「前掲書」153頁、155—7頁、28頁。同旨末延三次・判民昭和8年29事件評釈98頁参照、大阪谷公雄・信託受益権の有価証券化・信協12巻6号19頁、21頁参照。
- (3) 青木徹二「信託法論」306頁以下、入江真太郎「全訂信託法原論」363頁以下。
- (4) 四宮和夫「前掲書」155頁、伴蔵人・受益権の譲渡性(上)信協11巻2号昭和12年47頁。
- (5) 四宮和夫「前掲書」155頁、大阪谷公雄・信託受益権の有価証券化・信協12巻6号19頁。
- (6) 四宮和夫教授は、「信託行為は信託財産に目的拘束を与えて受託者名義に移す行為だから、かような行為の効力発生と同時に、目的拘束の反射的效果として、当然に受益権が発生する。」(「前掲書」150頁)と。したがって、信託行為に

において、信託受益権の譲渡禁止の定めをおくことによって、受益権の内容は規定される、といえる。

- (7) 信託の形態、すなわち自益信託か他益信託かの区別によって、信託行為による譲渡禁止の定め意義はかわってくるものとする。自益信託においては、信託行為で譲渡禁止の定めを設けた後、信託設定者であった受益者が、任意的に、あるいは、非任意的に、信託受益権を他に譲渡することは、受益者自身が財産の出捐者である点からみて、差支えないとする。

これに反して、他益信託においては、自益信託と相違して、受益者は、信託行為において定められた譲渡禁止の制約を受けて、信託受益権を他に譲渡することができない、と解する。

その根拠のひとつとして、第三者のためにする契約における第三者の地位についてであるが、つぎのことが挙げられ得る。すなわち、第三者は、要約者、諾約者間における契約書成立後、受益の意思表示をなすことによって（信託法7条参照）、その契約にもとづく給付請求権を取得する。第三者は、他益信託設定行為における受益者と同様に、その契約における当事者ではないのであるから、第三者が権利を取得した場合においても、契約当事者があらかじめ第三者にその権利を変更または消滅せしめ得べきことを留保しないかぎり、取得した権利の内容を変更し、または、これを消滅させることはできないのである（中馬義直・注釈民法13巻324—5頁参照）。

- (8) たとえば、利殖を目的とした自益信託のひとつとして、合同運用指定金銭信託がある。その約款には譲渡禁止特約が設けられているのが通常である。この特約の意義と第三者効を考える場合において参考とすべきものとしては、譲渡禁止特約の意義と第三者効に関する研究書・米倉明「債権譲渡—禁止特約の第三者効」がある。

(9) 四宮和夫「前掲書」155頁参照。

(10) 大判昭7・10・28法学2巻700頁。

(11) 宮津区判昭13・1・31新聞4240・17

(12) 大判昭13・5・14民集7巻932頁。

(13) 東京控判大6・12・13新聞1379・26

(14) 大判昭15・11・12民集19・2057

(15) 我妻栄「債権総論」民法講義IV249頁。

(16) これ等の債権は、原債権者から第三者に譲渡せられることによって、債権債務

### 特別障害者扶養信託について

の内容そのものに差異が生ずることになるので、その性質からして譲渡が許されないものである、と解されている。なお、譲渡性を広く認めるものとして、於保不二雄「債権総論（新版）」300頁を参照されたい。

- (17) 青木徹二「前掲書」307頁, 海原文雄「英米法講義」300頁, Restatement § 160 参照。
- (18) 特定贈与信託における扶養とは、信託設定の効果として、受益者が信託の利益の内容として扶養を受ける意味であって、民法 877 条以下に規定する親族的財産権としての扶養請求権にもとづく扶養の内容とは相違するものである。なお、委託者・受益者間における原因関係の内容によっては、信託受益権から派生する具体的給付が、法律上、契約上の養料に相当する場合も十分考えられる。
- (19) 信託協会発行「特定贈与信託—その制度のあらましと手続き—」1頁。
- (20) 本稿48頁以下特別障害者扶養信託契約書雛型第2条, 第6条, 第7条, 第8条, 第11条, 第12条, 第15条。
- (21) 本稿24—5頁, 贈与税非課税適格要件(1・2・5)
- (22) 米倉明・債権の譲渡禁止はどのような場合に認められるか—譲渡禁止特約の対第三者効について—・民法学4(有斐閣双書)286頁参照。

### (3) 質権の設定

つぎに、信託受益権の移転性に関して、信託受益権には、「質入れ性」があるか否かについても重要な問題である。

前にも触れたように、信託受益権は債権的・物権的性質を有する財産権である。したがって、信託受益権が譲渡できる権利であるときは、原則として、質権を設定することもできる権利であるということはいうまでもない<sup>(1)</sup>。換言すれば、信託受益権を譲渡することができないときは、また、質権を設定することもできないということである。質権の設定の可否は、処分権の範囲に差異があるとはいえ、譲渡性の可否と同様に考えて差支えないであろう。質入れ性について問題になるのは、受益権の譲渡性と同じように、他益信託においてである<sup>(2)</sup>。

ところで、前にも触れたように、他益信託の一形態である特定贈与信託は、受益者の生活の安定に資することを目的として設定されるものである。それゆえ、特定贈与信託における受益権は、権利の性質上、原則として第三者に質入

れすることはできない権利であるといえる。何故ならば、特定贈与信託においては、受益者が誰であるかということが信託設定の重要な要素となるからである<sup>(3)</sup>。したがって、質入れに関しても、譲渡禁止の規定とならべて、契約書雛型第12条に禁止規定を置いたのである<sup>(4)</sup>。しかし、質入れ性に関しては、特定贈与信託制度の趣旨が特定の人を扶養するものであるとはいえ、譲渡禁止の定めを設けたこととは多少ニュアンスが違うのではないかと思われる。すなわち、特定贈与信託における受益権は、権利の性質上、信託行為において受益権の譲渡を禁止する特約の有無に関係なく、譲渡できないのであるが、質入れ性については、受益者の生活の安定維持の範囲内では質入れを容認してもいい場合が存するのではないかと思われる<sup>(5)</sup>。何故ならば、信託受益権の質権設定は、受益権の完全な移転をとまらぬ譲渡とは異なり、受益権の完全な移転を生じることはないからである。たとえば、受益者が変更されない範囲での立替えあるいは前払い等は許容され得べきであろう<sup>(6)</sup>。しかしながら、受益権の完全な移転を生じないとはいえ、質権を設定することによって、場合によっては、受益者が変更されることも十分に予想できるのである。このような場合、信託受益権の質権設定は、譲渡のような完全な移転をとまらぬとはいえず、譲渡の場合と同じような効果が生じるため、やはり認めるべきではない、と思われる。

ちなみに、信託受益権の移転性に関するものではないが、譲渡禁止特約のある債権の質入れ性の可否に関する裁判例がある。それを紹介すると、大審院は、「譲渡禁止特約のある債権については、質権を設定することはできないが、その特約は善意の第三者に対抗することができない<sup>(7)</sup>」と判示している。それゆえ、契約書雛型第12条に質入れに関する禁止規定を設けた趣旨を考えると、信託行為において受益権の譲渡禁止規定の効果と同じように<sup>(8)</sup>、信託行為において質入れ禁止特約があるにもかかわらず、受益権について質権を設定した場合、善意の第三者に対しても対抗できることになるのである。

すなわち、特定贈与信託における質入れ禁止の定めについては、譲渡禁止特約の場合と同じく、信託受益権は、その権利の性質上、質権を設定することができないことを明らかにした注意的規定と解することができるのである。

#### 特別障害者扶養信託について

- (1) 四宮和夫「信託法」153頁，原静・信託受益権の質入・銀行研究第18巻第4号284—5頁参照。
- (2) 本稿30頁。
- (3) 本稿31頁，34—5頁注17参照。
- (4) 本稿50頁。
- (5) 本稿48頁，特別障害者扶養信託契約書雛型第1条参照。
- (6) 受益者が変更されない範囲での立替えあるいは前払い等は，特定贈与信託の信託目的遂行のため，受託者に付与されている管理権の範囲，すなわち裁量権の行使に委ねられる範囲である，と解する。
- (7) 大判大正3年（オ）第245号大審院民事判例集第3巻272頁参照。
- (8) 本稿32頁。

#### (4) 差押え可能性

さいごに，信託受益権の移転性に関して，信託受益権には，「差押え可能性」があるか否かについても重要な問題である。この点については，法律上および信託契約書雛型上，何ら規定がない。それゆえ，裁判所の判断を俟つしかないが，現時では独自の解釈に委ねられている。

ところで，単に利殖を目的とした一般の信託における受益権は，前にも触れたように，債権的・物権的性質を有する財産権であるから，原則として，「差押え可能性」を有する権利であると解して差支えない<sup>(1)</sup>。というのは，かりに財産権の差押えを奪うことになれば，債権者である第三者の権利を害し，公序良俗に反することになるからである<sup>(2)</sup>。したがって，一般債権者は，原則として，受益者の債務について，信託受益権を差押えることができると解することができるのである<sup>(3)</sup>。

かつて，信託法学者は，特定贈与信託における受益権の差押えではないが，他益信託一般に通じるものとして，譲渡禁止特約のある受益権については相続性を認めながら差押えをできないとする説<sup>(4)</sup>，目的物が差押えできないものでないかぎり強制執行をなし得るとする説との対立があった<sup>(5)</sup>。

一般の債権に関するものであるが，かつて裁判上，譲渡禁止特約のある権利

を差押えることができるか否かについて、議論されたことがある<sup>(6)</sup>。信託法学者の間でも、譲渡禁止特約のある信託受益権は差押えることができない、という有力な見解があった<sup>(7)</sup>。しかし、現在では、一般の債権についてであるが、譲渡禁止特約のある債権の効力について、差押えに及ぼす影響はない、といわれている<sup>(8)</sup>。

ところで、特定贈与信託における受益権の差押えの可否については、一般債権者は、権利の性質上、それを差押えることができない。

何故ならば、前にも触れたように、特定贈与信託は、特別障害者である受益者の生活の安定に資することを目的として設定するものであり、委託者の意思は受益者個人に重きを置き、受益者が誰であるかということが信託設定の重要な要素になっているからである。

特定贈与信託における受益権の性質・内容については、信託設定の意図<sup>(9)</sup>、信託目的その他の諸要素によって決定されるべきものである<sup>(10)</sup>。すなわち、特定贈与信託における信託受益権の性質・内容は、単に利殖を目的とする一般の信託における受益権の性質・内容とはおのずと相違するものであると思われる。

特定贈与信託の機能の側面から考察すると、特定贈与信託は、受益者以外の者（親族・篤志家）の財産の出捐によって、受益者に経済上の援助をなすことを通じ、受益者の生活の安定を目的とするものである<sup>(11)</sup>。特定贈与信託においては、その委託者と受益者との間には、親と子のような身分関係、また、利害のない特別に親しい情誼関係の存在することが通常である<sup>(12)</sup>。このような関係・背景のもとで、特定贈与信託が設定されるために、その信託受益権から生ずる具体的給付<sup>(13)</sup>は、法律上の扶養料や第三者からの慈恵・恩恵によって受ける継続的収入に相当する場合と思われる。前にも触れたように、法律上の扶養料および第三者からの慈恵・恩恵によって受ける継続的収入については、民事訴訟法第618条1項1号および同条同項2号の規定によって、一定の範囲について、差押えが排除されているのである<sup>(14)</sup>。この規定は、公益上ないし社会政策上の理由にもとづいて、差押えが禁止される各種の債権を列挙した規定である<sup>(15)</sup>。特定贈与信託における信託受益権から派生する具体的給付の性格を考えると、特定贈

与信託における信託受益権は、民事訴訟法第 618 条に列挙された権利と同じように、差押えが排除されてしかるべき権利であると思われる。

しかし、いかなる場合においても、特定贈与信託における受益権を差押えから排除できるということではない。当然「受益者の生活の安定に資する」という信託目的等に由来する制限はある。たとえば、受益者の態様<sup>(16)</sup>について見ると、特別障害者といっても、莫大な資産を有するものが受益者になることも当然あり得るし、また、民法上の無能力者ばかりではなく、行為能力者も受益者となり得るのであるから、将来通常人以上に資産を有する者が受益者になる可能性も十分にある。特定贈与信託の受益者になることのできる者は、特別障害者といっても、精神上の障害者ばかりではなく、身体上の障害者<sup>(17)</sup>も含まれるのである。したがって、十分な資力のある受益者に対しては、受益者の有する受益権<sup>(18)</sup>について、差押えを排除する理由はないと思われる。また、受益者の生活または療養の需要に応ずるため、財貨またはサービスを提供した一般の債権者による差押えをも例外的に容認せざるを得ない場合もあるのではないかと思われる<sup>(19)</sup>。

以上、特定贈与信託における信託受益権の移転性について考察してみたが、特定贈与信託の受益権は、通常的信託受益権とは相違して、特殊な権利であると思われる。四宮和夫教授も指摘されるように、「委託者の意思が受益者その人に重きを置き、受益者であるかれ以外のものに信託の利益を与えない趣旨のものである場合には、相続、譲渡、質権の設定、強制執行はすべて許されない」<sup>(20)</sup>のである。

- (1) 本稿29—30頁。
- (2) 四宮和夫「信託法」154頁，青木徹二「信託法論」308頁，入江真太郎「全訂信託法原論」365頁。
- (3) 四宮和夫「前掲書」155頁，結果同旨入江真太郎・浪費者信託・法曹会雑誌17巻77頁，沢野三郎・米国に於ける浪費者信託に就て・信託と証券第2巻第2号26頁参照。
- (4) 青木徹二「前掲書」309頁参照。
- (5) 入江真太郎「前掲書」365頁参照。

- (6) 大判昭6・8・7(民集783頁)——国がAに三千円贈与するにあたって、Aが一時に浪費することをおそれ、Aをしてこの金をYに、寄託せしめた。そして、国がAとYとの間で十年間は利息の支払いのみを受け、元本の処分はもとより弁済を受けることもできないと約定せしめた。ところが、Aの債権者Xが、このAのYに対して持つ寄託金債権につき差押転付命令を申請し、寄託金利息を請求してきた。Yは、Xが上記の事情を知悉するものであると争う。

大審院は、譲渡禁止特約の効力について、「譲渡禁止というも実は広く債権の移転禁止の特約に外ならざるものにして、民法第466条第2項の規定に、かかる特約の効力を認めたるものと解するを相当とすべく、したがって、いやしくも第三者にして悪意なる以上譲渡禁止の特約ある債権に付き譲渡行為に依りてこれを取得し得ざると同時に、転付命令に依りてもまたこれを取得することを得ざるものと謂はざるべからず。…」と、広く解している。

なお、上記の先例として、大判大4・4・1(民録423頁)、大判大14・4・30(民集209頁)などがある。

- (7) 青木徹二「前掲書」309頁参照。

- (8) 脚注6に掲げた裁判例について、多くの法学者は反対している。

そして、脚注に掲げた裁判例に対立するものとして、最判昭和45・4・10(民集24巻240頁)がある。本件は、従前の裁判例を変更して、つぎのように判示した。

(事実の概要) —Xは、訴外Aに対する債務弁済契約公正証書の執行力ある正本にもとづいて、AのY信用金庫に対する預金債権を差押え、転付命令を得た。この転付命令にもとづいて、XはYに対して転付金の支払いを訴求した。原審において、Yは、AのYに対する預金債権については、すでに、YがAに対して有する手形貸付金債権および手形買戻請求権と相殺をなし、A・Y間の債権・債務を決済していること、および、当該預金債権についてはA・Y間で預金通帳・預金証書等に預金約款の一項目として譲渡禁止の特約がなされており、かつ、この点についてXが悪意であった、という二点を主張した。

最高裁は、譲渡禁止特約の効力について、「譲渡禁止の特約ある債権であっても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、かつ、転付命令によって移転することができるものであって、これにつき民法466条2項の適用ないし類推適用をなすべきでない。……」と判示した。

なお、本件判示の批判については、宮脇幸彦「強制執行法(各論)」110頁を参

## 特別障害者扶養信託について

照されたい。

- (9) 四宮和夫「前掲書」150頁。委託者の意図については、同書114頁参照。
- (10) その他の諸要素については、他益信託設定の背後にある委託者・受益者間の関係、とりわけ、委託者が無償で信託受益権を受益者に与えるものであるのか、委託者が信託の利益を与えようとした受益者の態様（特別障害者であることが受益者適格であるともいい得るか）がどのようなものであるか、が挙げられ得るであろう。
- (11) 類似した機能を果すものとしては、第三者のためにする契約を含んだところの終身定期金契約（民法689条以下）が挙げられる。終身定期金の差押えの可否について、現行民法典にはみられないが、旧民法は、169条1項2項において、「無償ノ終身年金権ハ設定者ニ於テ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス且差押フルコトヲ得サルモノト定ムルコトヲ得右約款ハ設定証書ニ記入シタルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」と規定し、また、同法170条において、「終身年金権ノ譲渡及ヒ差押ノ禁止ハ其一事ノ事ノミヲ要約シタルトキト雖モ二事共ニ存立ス」と規定していた。
- (12) 山崎賢一・注釈民法17巻163頁参照。
- (13) 四宮和夫「前掲書」157頁参照。
- (14) なお、現行民法の終身定期金の規定は、旧民法の終身年金権に関する規定（169条、170条）を削除されている。その理由として、起草者・梅謙次郎博士は、「……此ノ終身定期金ニ関スル債権ヲ差押フルコトヲ得サルモノト当事者ニ於テ定ムルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ノ如キモ矢張民事訴訟法ノ規定ニ譲ツタ方カ宜カラウ」（日本学術振興会・法典調査会民法議事速記録〔第参拾八巻〕38の136丁表以下）、と。
- (15) 宮脇幸彦「前掲書」101頁参照。
- (16) 本稿21—2頁。
- (17) 本稿22頁。
- (18) 受益者が、十分な資力を有している場合には、特定贈与信託の信託受益権以外の財産権をも保有していることが多いと思われる。その場合には、差押替え請求によって、信託受益権を差押えから排除することが可能であろうし、そうすることが、委託者の意思の尊重、受益者保護の点からも望ましい、と考える。
- (19) 差押えを容認するか否かは、一次的には受託者の管理権の問題である、といえよう。なお、Restatement § 157参照。
- (20) 四宮和夫「前掲書」154—5頁、青木徹二「前掲書」306—8頁、入江真太郎

「前掲書」356—65頁, Restatement § 154・§ 160参照。なお、四宮教授は、「しかし、かような場合は他益信託の常態ではないから、一応は一身専属でない<sup>(1)</sup>と推定すべきである。」<sup>(2)</sup>とっておられるが、他益信託の常態でないとは、どういう場合を考えておられるのだろうか。

## (5) 結 語

近代社会においては、経済的取引の自由と安全性とが要請され、例外的に、債務者の人格の尊厳と生活の安定・維持を保護するために、肉体的・精神的また経済的弱者等を保護する救済措置<sup>(2)</sup>が種々の特別立法によって不十分ながらとられて来た。経済・社会がより高度に発展すると、その構造はますます複雑化する<sup>(3)</sup>ので、従来にもまして、社会的・肉体的に制約を負った弱者の存在と増加が社会問題となり、その保護がクローズ・アップされて来ることになるであろう<sup>(3)</sup>。このような問題に対処するために、種々の特別法が制定されるであろうが、これからは、民間においても、信託法理を利用した「特定贈与信託」のような福祉的機能を果す諸制度が導入されてしかるべきではないかと考える。

そのため、ちなみに、特定贈与信託に類似する英米国の諸制度はどうであるか、について、比較しながら簡単に紹介しておきたい。

まずはじめに、特定贈与信託と同じ機能、すなわち、「受益者の生活または療養の需要に応ずる」という同じような目的で設定されるものとして、扶助信託 (trust for support) が挙げられる<sup>(4)</sup>。しかし、扶助信託においては、受益者の必要生活費等の決定は、原則として、受託者の裁量に委ねられているが、特定贈与信託においては、受益者の生活または療養に要する必要額の決定は、受益者と受託者との協議によってなされることとされている。また、給付額が信託の設定時に定められている場合、その給付額の変更は、受益者の申し出によって行われることとされている<sup>(6)</sup>。

つぎに、特定贈与信託における受益者の保護という側面から見ると、特定贈与信託に類似するものとして、浪費者信託 (spendthrift trust)、または保護信託 (protective trust) が挙げられる。前者は米国で発達された制度であり、後

者は主として英国で発達された制度である。<sup>(8)</sup>

浪費者信託は、信託条項または法令によって、信託受益権について、権利移転の制限が課せられた信託である。当初は、単に「浪費者保護」のためにのみ認められた信託であったようである。が、今日では、自己の財産を管理する能力のある人でも受益者になることができるようである。そして、このような信託は、自分の財産状態を適切に指図することのできないと推定される者、たとえば、障害者、とくに精神的障害者を補助するために広く利用されているようである。<sup>(9)</sup> 浪費者信託においては、信託条項によって、信託受益権の譲渡を禁止するのみならず、差押えをも禁止するので、その点が公けの秩序と衡平法上の理念にもとづいて、その信託条項の有効性が議論されている。<sup>(10)</sup> 海原文雄教授が指摘されているように、米国では、1824年の *Braman versus Stiles*, (2 Pick p. 460) 事件で、マサチューセッツ裁判所が浪費者信託を認めて以来、判例または立法でこれを採用する州が大勢となっている。<sup>(11)</sup>

さいごに、保護信託については、大体浪費者信託と同じであるが、<sup>(12)</sup> 保護信託においては法定または信託条項に明示された信託目的以外の理由で支払いをなすために、受益者が信託受益権を第三者に処分しようとしたとき、その時に、受益者としての排他的な地位を失ない、以後受託者の裁量によって受益者および当該受益者以外の他の者、たとえば受益者の妻、子供、孫が元本または収益を受けようになるといいう仕組みの信託である。<sup>(13)</sup>

このように、英米国には、特定贈与信託に類似する信託として、扶助信託、浪費者信託、保護信託がある。そして、これ等の信託においても、信託受益権の移転性が問題とされてきたのと同じように、受託者の管理権の範囲すなわち裁量権についても常に重要な問題となるのである。<sup>(14)</sup>

- (1) 我妻栄「近代法における債権の優越的地位」259頁以下、於保不二雄「債権総論（新版）」293頁以下参照。
- (2) 菊井維大「強制執行法（総論）」12—20頁、窪田隼人・実用法律事典「社会福祉」10—23頁、阿南主税「所得税法体系」156—211頁、明山和夫「扶養法と社会福祉」第三章55—88頁参照。

- (3) 信託協会発行「特定贈与信託—その制度のあらましと手続き—」1頁，阿南主税「前掲書」802頁参照，なお，坂本重雄・実用法律事典「社会福祉」23—35頁，明山和夫「前掲書」第4章89—118頁参照。
- (4) Restatement § 154，入江真太郎・浪費者信託・法曹会雑誌17巻1号69頁，三井信託銀行信託部訳「アメリカの信託業務」134頁，海原文雄・受託者の裁量権—扶助信託を中心に—(1)・会報「信託」81号3—4頁参照。
- (5) 海原文雄・前掲論文・会報「信託」81号3頁以下および会報「信託」83号3頁以下，三井信託銀行信託部訳・前掲書134頁参照。
- (6) 本稿51頁特別障害者扶養信託契約書雛型第15条参照。
- (7) 入江真太郎・前掲論文68頁参照。
- (8) 海原文雄「英米法講義」300頁，入江真太郎・前掲論文66—7頁参照。
- (9) Restatement § 152(2)，三井信託銀行信託部訳・前掲書41頁，A. W. Scott「Abridgement of the law of trusts」p. 283。なおA. W. Scottは，spendthrift trust という用語は必ずしも適切ではないと指摘しながらも，「ともかくも，譲渡の制限が信託条項によっているのか法令によっているのかに関係なく，受益者の権利が譲渡に関する制限にしたがうことを表わす短かい言いまわしとして，有用である」(「前掲書」p. 283)と述べておられる。
- わたくしは，わが国においてこの種の信託を受託する場合に，「浪費者信託」という名称を用いることは適切ではない，と考える。
- (10) 海原文雄「前掲書」300—301頁，入江真太郎・前掲論文63—5頁・68頁，Restatement § 152 comment g 参照。
- (11) 海原文雄「前掲書」301頁参照。なお，浪費者信託を立法で認めている州のなかには，信託財産の交付にかかる金銭の支払額の制限，浪費者・委託者間の身分関係の存在を要件とすることによる制限，収益の支払方法による制限，信託の形態による制限等を設けていることについては，沢野三郎・米国に於ける浪費者信託に就て・信託と証券第2巻第2号19—24頁参照。
- (12) 海原文雄「前掲書」300頁参照。
- (13) 浪費者信託と保護信託との相違点については，沢野三郎・前掲論文・21—2頁参照。
- (14) Trustee Act 1925. S. 33 参照。
- (15) 海原文雄・前掲論文・会報「信託」81号3頁以下および会報「信託」83号3頁以下参照。

#### 4. おわりに

現在、信託業界において受託している特定贈与信託の受託件数は120件、信託財産の規模は15億7500万円である<sup>(1)</sup>。

そこで、特定贈与信託における現状の問題について触れながら、特定贈与信託のような福祉性を有する信託制度の普及、なかんづく、特定贈与信託の健全なる発展のために、二・三考えるところを特記してみたい。

はじめに、特定贈与信託の受益者の範囲についてであるが、前にも触れたように、相続税法などによって、心身障害者のなかでも、とくに重度の心身障害者である特別障害者に特定されている<sup>(2)</sup>。現在、交通事故、労働災害、先天異常あるいは病気等によって心身に障害のある人は、200万人を超えるといわれる。そのなかで、障害の程度が特に重い、いわゆる重度の心身障害者数は、40万を超えている<sup>(3)</sup>。かかる事実を直視するとき、重度の心身障害者はもちろんであるが、中・軽度の心身障害者の収入の確保または生計を保障する施策が必要である。わたくしは、国の施策として、特定贈与信託の受益者の範囲を重度の心身障害者に限定せず<sup>(4)</sup>に、もっと広い範囲で認めるべきはないか、と考える。

さいごに、税務当局に対して、若干要望を提言して終りとしたい。はじめに、現在、非課税の対象になる贈与の限度額が三千万円であるが、贈与税の非課税対象額を時代とともに引きあげるべきであり、つぎに、信託設定時にかかる登録免許税の減免をはかるべきであり、さらに、現在、信託財産の管理・運用によってあがる収益については、その20パーセントを課税しているが、信託財産<sup>(5)</sup>の管理・運用によってあがる収益は非課税にすべきである、ということである。

- (1) 昭和54年2月末現在における受益者数、信託財産総額である。
- (2) 本稿21—2頁。
- (3) 信託協会発行「特定贈与信託—その制度のあらましと手続き—」1頁参照。
- (4) 第75回国会衆議院大蔵委員会議録第10号（昭和50年2月25日）参照。
- (5) 信託協会発行「昭和54年度税制改正に関する要望」昭和53年9月。

## 附記

本学会における報告終了後、本学会常務理事森泉章教授から、特定贈与信託の受益権と扶養請求権との相違について、ついで本学会常務理事田中實教授から、受益者死亡後における信託受益権行使の権利関係等について、それぞれ御質問を頂戴した。さらに、本学会理事長四宮和夫教授から、特定贈与信託における受益権の相続性について、御高見を賜わった。

貴重な御質問、御教示を賜りましたことは、身に余る光栄であり、森泉・田中・四宮各先生に深く感謝申し上げます。

1979. 9. 29

(日本信託銀行業務部主任調査役)

特別障害者扶養信託について

資料

特別障害者扶養信託契約書雛型（金銭を受託する場合）

指定単独運用金銭信託契約書  
（特別障害者扶養信託契約）

一金 萬円也

委託者

元本および収益の受益者

受託者

信託契約締結日 昭和 年 月 日

信託期間 本信託契約締結の日より本契約第7条または第8条による信託の解除または終了の日まで

信託元本交付日 信託終了の日の翌日以降

収益計算期 毎年2回 月と 月の 日および信託終了の時または受託者辞任の時

収益処分方法 信託終了の時または受託者辞任の時を除き、毎収益計算期の翌日元本に組み入れる。

上記要旨および以下の条項により締結した指定単独運用金銭信託契約（特別障害者扶養信託契約）の証として本契約書正本弐通、謄本壹通を作成し、正本は委託者および受託者が各壹通を保有し、謄本は受益者に交付する。

委託者 ⑩

受託者  
〇〇信託銀行株式会社 ⑩

以上

指定単独運用金銭信託契約条項  
(特別障害者扶養信託契約)

(目的)

第1条 頭書の金銭は、相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく財産の信託として、受益者の生活の安定に資する目的で委託者より信託され、受託者はこれを引受けた。

(信託財産の運用)

第2条 信託金は下記の財産に運用する。

- (1) 指定金銭信託受益権 (合同運用一般口)
- (2) 指定金銭信託受益権 (特定贈与信託口)
- (3) 貸付信託受益証券
- (4) 動産信託受益権および不動産信託受益権
- (5) 住宅ローン債権信託受益権
- (6) 貸付金
- (7) 国債、地方債、社債および特別の法律により法人の発行する債券
- (8) 株式
- (9) 証券投資信託受益証券
- (10) 住宅抵当証書の形式により譲渡される貸付金
- (11) 不動産
- (12) 預金およびコールローン

但し、第1号から第5号までの各号および第9号に掲げる財産については、  
信託銀行株式会社を受託者とするものを含むものとする。

なお、信託金の運用については、安定した収益の確保を目的として行う。

(登記等の省略)

第3条 信託財産については、受託者が必要と認めた場合のほか、信託の登記、登録または信託の表示および記載を省略する。

(費用)

第4条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財

特別障害者扶養信託について

産の中から支弁するものとする。

(信託報酬)

第5条 信託報酬は、元本に対し年 以内で受託者の定める割合を以って収益計算期において収益の中から受託者が収受するものとする。

(信託金の追加)

第6条 委託者は、受託者の承諾を得て、第1条に規定する目的のために信託金を追加することができる。

(取消し、解除)

第7条 信託契約は、下記の場合を除くほか取消しまたは解除できない。

- (1) 信託法第12条第1項の規定による取消権の行使があったとき
- (2) 遺留分保全のための減殺請求があったとき
- (3) 信託契約の締結に関する行為が無効または取消すことのできる行為であったとき
- (4) 受益者の死亡後（受益者の債務で本契約第16条により信託財産から弁済することとされているものおよび）受益者の行った本信託受益権の遺贈の弁済が終了した後において、相続もしくは遺贈により信託受益権を取得した者または受託者から解除を申し出たとき

(終了)

第8条 次の場合には、信託が終了するものとする。

- (1) 受益者死亡の日より、6カ月を経過したとき
- (2) 第15条に基づく支払いにより、信託財産がなくなったとき
- (3) 天災地変その他の受託者の責めに帰すことのできない理由により信託財産が滅失したこと、その他これに準ずる事情が生じたことにより信託の目的を達することができなくなったとき

(受託者の辞任)

第9条 受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、受益者の承認を得て、その任を辞することができるものとする。この場合、受託者は直ちに、新受託者を選任し、受益者の承認を得なければならない。

受託者辞任のときは、受託者は、信託事務の計算を行い、受益者立ち合いのもとに信託財産を新受託者に交付し、事務の引継ぎを行うものとする。

(最終計算)

第10条 信託が終了したときは、受託者は最終計算に対し、受益者または受益者の相続人もしくは受遺者で、この信託受益権を取得した者の承認を得たうえで、元本および収益は、いずれも金銭を以って、受益者または当該受益権を取得した者に交付するものとする。但し、その一部または全部を信託財産の現状のまま引渡すことによって、受益者に対する受託者の一切の責任を免除することがあるものとする。

(受益者の変更禁止)

第11条 委託者は、いかなる場合にも受益者を変更することができない。

(受益権の譲渡等の禁止)

第12条 本契約の受益権については、いかなる場合にもその譲渡に係る契約を締結し、またはこれを担保に供することができない。

(印鑑の届出)

第13条 委託者・受益者・代理人・保佐人その他信託の関係者の印鑑は、あらかじめ受託者に届け出るものとする。

(諸届出)

第14条 次の場合には、受益者または代理人より遅滞なく受託者に通知することとする。通知が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負わないものとする。

- (1) 信託契約書、付属通帳または届出の印章を喪失したとき
- (2) 受益者・代理人・保佐人その他信託の関係者について転居・改印・改氏名・死亡または行為能力の変動があったとき
- (3) 代理人または保佐人の変更があったとき
- (4) 受益者の心身障害の状況および程度に変化があったとき
- (5) 本契約第7条第1号ないし第3号の事由が生じたとき

(信託財産の交付に係る金銭の支払い)

特別障害者扶養信託について

第15条 受託者は、受益者の生活または療養の需要に応じるため、実際の必要に応じて定期的に信託財産の一部を金銭により受益者に交付するものとする。

支払いの金額、時期および方法については、受託者が受益者と協議のうえ決定するものとする。

(受託者は、受益者の生活または療養の需要に応じるため、昭和 年 月 日を第1回とし、以後毎年 回 月と 月の各 日に毎回 円を信託財産の中から受益者に支払う。  
上記の金額は、受益者の申出により変更することができるものとする。)

(債務の弁済)

第16条 受益者死亡の際、その負担する下記債務があり、かつ信託財産によらなければその完済ができない場合には、受託者は、自己の判断により、(受益者の相続人の同意を得て)、信託財産の一部または全部を以ってその弁済に充当することができるものとする。

- (1) 入院加療に要した費用の支払債務
- (2)
- (3)

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、 地方裁判所を以ってその管轄裁判所とする。

以上

(なお、第15条の〔 〕内の文言は、同条のもう一方の雛型である)

